

日本労働年鑑 第56集 1986年版
The Labour Year Book of Japan 1986

第二部 労働運動

V 「合理化」と労働組合

4 労災・職業病をめぐる闘争

概況

(1) 一九八五年四月二四日には高島炭鉱で、五月一七日には南大夕張炭鉱で、坑内爆発・火災が発生し、高島一人、南大夕張六二人の死亡者が出た。使用者側は、保安のための高度なシステムを整えていたことを強調したが、災害を防ぐことはできなかった。組合側は、保安要員の配置、行政による保安監視体制などを要求し、災害の防止を強く求めた。

(2) 全林野の組合員は、さきに、チェーンソー導入による白ロウ病・振動障害にたいし、国を相手に損害賠償を求める訴訟を高松地方裁判所におこない、一九七七年七月、同地裁は全林野の主張を認める判決を示した。国はこれを不服として高松高等裁判所に控訴したところ、一九八四年九月、高松高裁は地裁判決を逆転させ、国側の加害責任を問うことはできないとする判決を下した。全林野は、この高裁判決は労災職業病闘争の基本原則を全面的に否定するものであるとして最高裁に上告する一方、総評とともに「白ロウ病裁判を支援し人権を守る会」を結成、一千万人署名をめざす運動にとりくんだ。八四年一二月一六日には、東京で「白ロウ病高松高裁判決批判、人権と健康を守る『振動病』シンポジウム」が開かれ、五〇〇人が出席した。

(3) 一九八六年四月からの施行が予定されている労災保険法改正について、労働省は労災保険審議会に検討を求め、同審議会は八五年秋までに結論をまとめるべく労・使双方からの意見を聴取した。労働者側は労災補償制度の充実をめざして、給付水準の引き上げと福祉事業拡大を求めたのにたいし、使用者側は労災保険財政の支出抑制を要求、諸給付の全面切り下げ、早期打ち切り、などを主張し、根本から対立している(第七三回総評定期大会各局報告書、『月刊いのち』)。

商業労連「安全衛生に関する基準労働協約」

商業労連は一九八四年一二月の大会で「総合安全・衛生対策の指針」をまとめた。流通・サービス業はほかにくらべ事故や災害が少なく、安全や衛生に関心が乏しくなる傾向があるとして、基本姿勢と労使相互の役割を確認しようというのがそのねらいである。以下、「安全衛生に関する基準労働協約」の主要な条文を掲げる。

安全衛生
第 条(目的)

本章は労働安全衛生法の趣旨にのっとり、業務遂行にあたって発生する災害事故を防止するため、安全衛生に関し責任体制の明確化および自主的活動の促進を図るために必要な事項を定め従業員の安全と健康を確保するとともに快適な作業環境をつくり、もって業務の円滑な遂行と能力の向上を図ることを目的とする。

第 条(安全衛生教育)

会社は従業員を雇い入れた場合は、業務に関し必要な安全および衛生のための教育を行う。

会社は従業員を雇い入れた場合並びに従業員雇入れ後においても定期的に業務に関し必要な安全および衛生のための教育を行う。

なお、管理者並びに指導的立場にある従業員に対して定期的に安全衛生教育を行わなければならない。

第 条(安全および衛生管理者)

会社と組合並びに従業員は健康的で安全な労働環境を現出するために相互に協力しなければならない。

安全衛生管理規定

第 条(目的)

本規定は会社における安全管理および衛生管理を遂行するために必要な事項を定め、もって従業員の安全と健康を確保するとともに、快適な作業環境の形成を促進することを目的とする。

第 条(従業員の責務)

従業員は火災および災害を防止するため、本規定および法令ならびに関係諸規定を守り、会社の行う安全および衛生に関する措置に協力しなければならない。

第 条(総括安全衛生管理者)

会社は安全衛生管理業務の統括を図るため、総括安全衛生管理者を選任し、労働安全衛生法(以下労安法という)第一〇条第一項各号の業務を統括管理させる。

総括安全衛生管理者は取締役会の承認を得て社長が任命する。

第 条(自衛消防隊)

会社は、防火活動を組織的に行うための自衛消防隊を置きその編成は別に定める。

第 条(安全衛生委員会の設置)

会社は、政令で定める規模の事業所ごとに安全衛生委員会を設ける。なお、安全衛生委員会の組織運営方法については別に定める。

第 条(職場環境基準)

会社はより快適な職場環境をつくるために労働安全衛生規則に基づき、じん埃、照明、騒音、温湿度、換気、空気汚染その他に関して、安全衛生管理者に定期的な点検、検査を行わせる。

第 条(作業環境の維持管理)

会社は、事業場における衛生の水準の向上を図るため、作業環境を快適な状態に維持管理するよう努めなければならない。

(『労政時報』一九八四年十一月二三日号)

全国金属の原発作業員実態調査

全国金属は原子力発電所で働く下請作業員の実態調査を八五年三月から四月にかけて実施し、同年六月に中間報告をとりまとめた。対象となったのは全国の支部組合員一九四人で、平均年齢は三九歳、バルブ、ファン、ポンプなどの機械の分解、組み立て、修理、汚染除去作業などに従事している。一年間の作業日数では一カ月以上が四二・一%、このうち四カ月以上の長期にわたる者が二〇・一%を占め、ほとんどの人が一人で五～八カ所の原発に働きに出ている。被曝線量は、最近一年間で一〇〇ミリレム未満が四三・三%、しかし一〇〇〇ミリレム以上が六・一%もある。さらに「計画線量を超えた作業をしたことがときどきある」(一二・六%)、「作業中にケガをしたことがある」(二・六%)など、安全上見逃せない問題が多い。

全金はこの調査をもとに放射線被曝防止のための労使間基本協定を結ぶ闘争にとりくむと同時に、被曝線量基準緩和の動きに反対していく予定である(『社会新報』八五年六月二一日号)。

発行 1985年12月5日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

2001年8月15日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1986年版(第56集)【目次】 次のページ→ ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
